［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	第十二条第一項		
［略］	［削る］	［削る］	［削る］	一般販売費		
［削る］	［削る］	［削る］	一般販売費（額が変動する場合に限る。）	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後の料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十条	第十二条第二項の表並びに第十三条第一項及び同条第二項の表	第十条

第六条第六項及び第八条第一項第二号	［略］	第十二条第一項	第十三条第一項	第十四条第一項	第十四条第二項の表並びに第十六条第一項、第二項及び第三項の表	第十条
他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）のうち額が変動するもの	［略］	限る。）（額が変動する場合に限る。）	係る費用（額が変動する場合に限る。）の変動額	非ネットワーク一般販売費（額が変動する場合に限る。）	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十条	
他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）のうち額が変動するもの	［略］	限る。）（額が変動する場合に限る。）	係る費用（額が変動する場合に限る。）の変動額	非ネットワーク一般販売費（額が変動する場合に限る。）	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十条	

［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	第十三条第一項
［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	預金利息
［削る］	［削る］	［削る］	［削る］	預金利息のうち額が変動するもの

第十五条	変更賦課金相当額」という。）	、接続検討料相当額	、変更賦課金相当額	第十六条第一項及び第十七条第一項	第十六条第一項
変更賦課金相当額」という。）のうち額が変動するもの	、接続検討料相当額（額が変動する場合に限る。）の変動額	、変更賦課金相当額（額が変動する場合に限る。）の変動額	控除した額	預金利息	
変更賦課金相当額」という。）のうち額が変動するもの	、接続検討料相当額（額が変動する場合に限る。）の変動額	、変更賦課金相当額（額が変動する場合に限る。）の変動額	控除した変動額	預金利息のうち額が変動するもの	